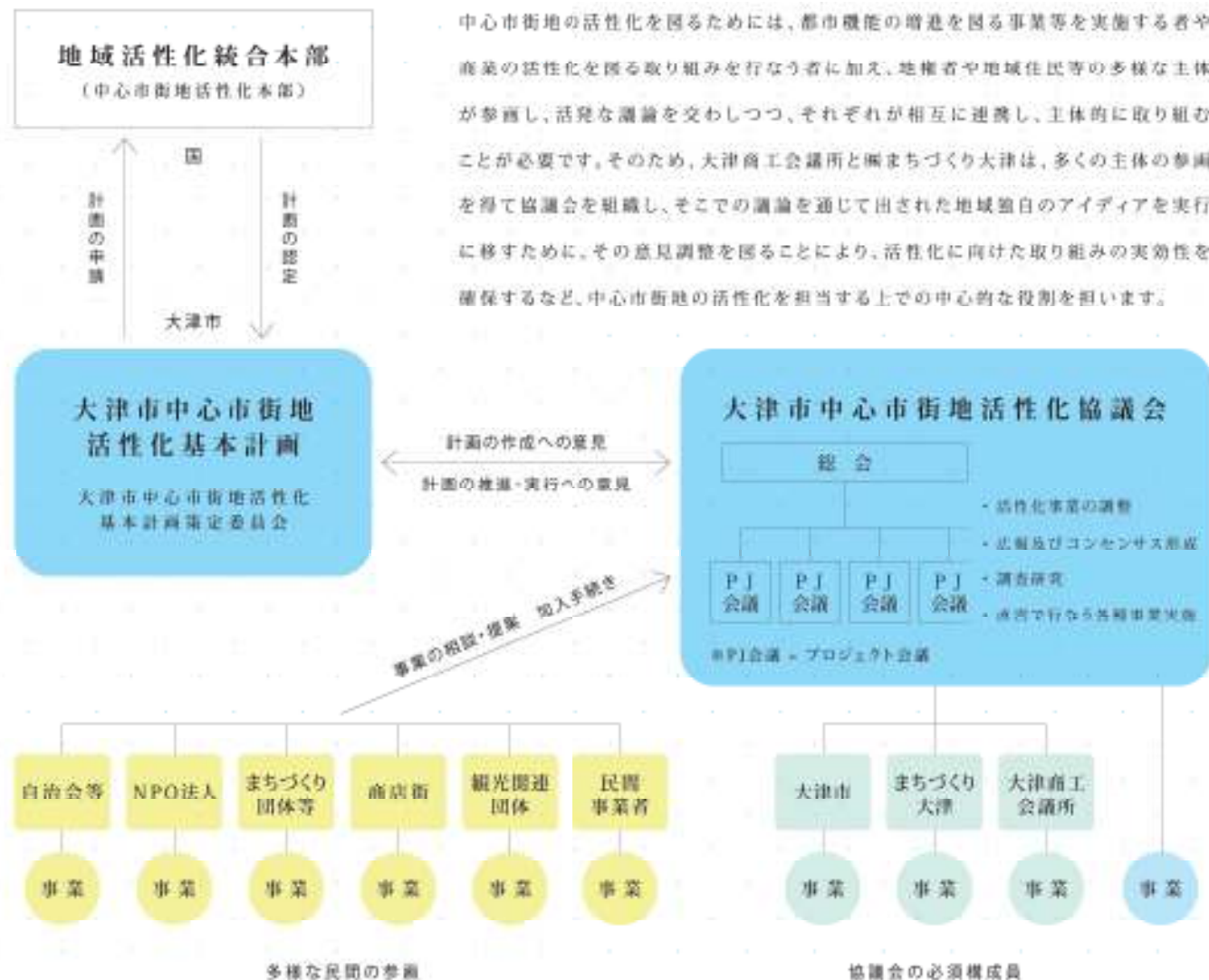


大津市中心市街地活性化協議会の役割

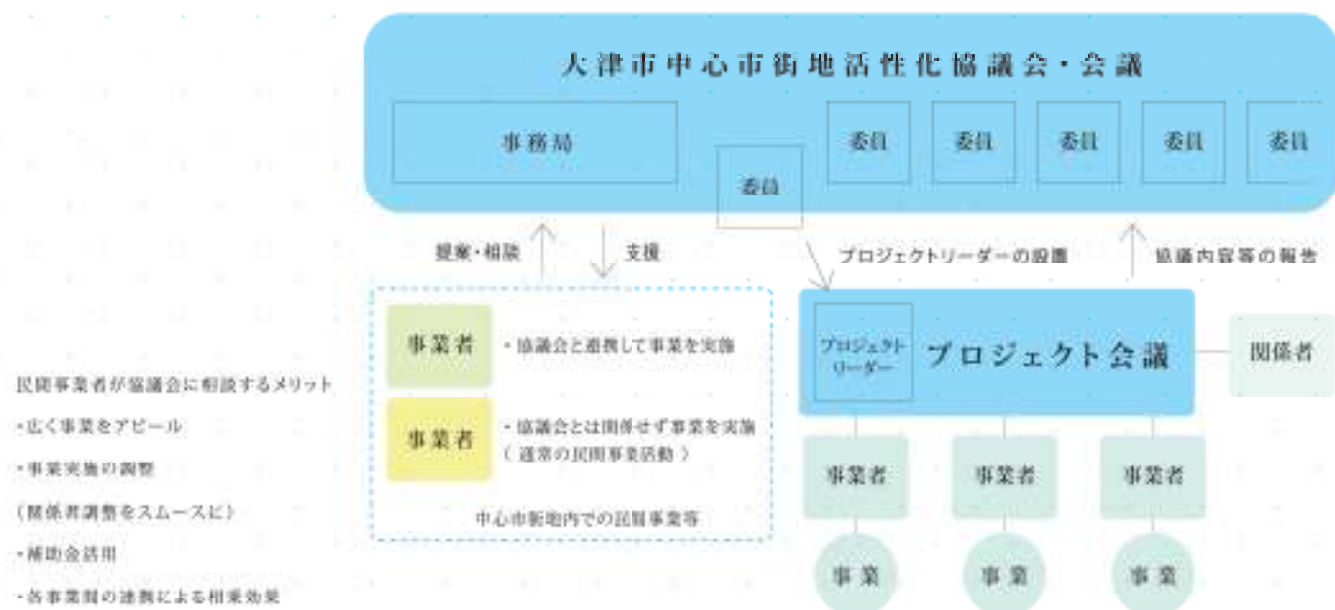
推進体制（中心市街地活性化協議会）



中心市街地の活性化を図るためには、都市機能の増進を図る事業等を実施する者や商業の活性化を図る取り組みを行なう者に加え、地権者や地域住民等の多様な主体が参画し、活発な議論を交わしつつ、それぞれが相互に連携し、主体的に取り組むことが必要です。そのため、大津商工会議所とまちづくり大津は、多くの主体の参画を得て協議会を組織し、そこでの議論を通じて出された地域独自のアイデアを実行に移すために、その意見調整を図ることにより、活性化に向けた取り組みの実効性を確保するなど、中心市街地の活性化を担当する上での中心的な役割を担います。

- 協議会委員がプロジェクトリーダーとなりプロジェクト会議を設置
- プロジェクトリーダーは協議会に協議内容等を報告
- 事業実施の主体・内容および責任・体制は、プロジェクト会議内で具体化し協議会に報告

プロジェクト会議の概要



お問い合わせ / 大津市 都市計画部 都市再生課（大津市浜大津4-1-1 明日都浜大津・2F「結」）
TEL.077-528-2501 FAX.077-527-8758 メールアドレス.otsu1314@city.otsu.lg.jp